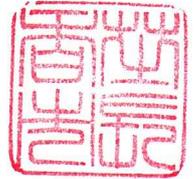


香 秘 第 1 3 1 号
令和 4 年 2 月 1 6 日

香芝市議会議長 川田 裕 様

香芝市長 福岡 憲宏



質問状に対する回答について

令和 4 年 1 月 2 8 日付けで香芝市議会基本条例に基づき質問のあったことについて、下記のとおり回答いたします。

(1) 香芝市の新型コロナ対策の基本的事項について

令和 4 年 1 月には、全国的に新型コロナウイルスの感染者数が急増している。保健所の機能も処理能力以上の感染者数により、適正な事務を行うことが不能との指摘もある。既に社会的影響も発生しており、住民の不安の増大も確認される場所である。これらの状況への対応は広域行政のみならず基礎自治体としても重要なものであり、放置することは住民の更なる不安及び不満が増大する恐れがある。

そこで、香芝市における取組の姿勢及び各施策の内容について以下の質問を行う。

- ① 新型コロナウイルス感染症の第 6 波の発生は想定されていたものであるが、香芝市新型コロナ対策本部の会議において、各想定に対する対処方法の検討はどのように行われていたか。その内容の詳細と項目を具体的に示されたい。

(回答)

- ・ 香芝市新型コロナウイルス感染症対策本部においては、感染状況が悪化した場合を想定して各所管における準備・対応するよう確認を行っております。

また、公共施設の利用制限やイベント・行事の実施の有無など、関係者と協議を踏まえて中止や延期・縮小などの対応協議を進めてまいりました。

ワクチン接種については、会議において接種促進にかかる情報共有を適宜行い、併せて各医療機関における個別接種の対応や 2 回目接種

後から3回目接種までの経過期間の前倒しへの対応の検討を行うなど、医師会との協議の上で、円滑・確実に接種が行えるよう進めているところです。

- ② 香芝市における新型コロナウイルス感染症に対する情報発信が少ないと指摘されるが、住民への情報発信をどの様に考えているのか。その方針と考え方について示されたい。

(回答)

- ・ 広報紙、ホームページ、SNS等の様々な媒体を活用し、新型コロナウイルス感染症に関する感染予防や本市における対策などをはじめとした市民が求める情報を、できる限り迅速にわかりやすく情報提供するものとしております。提供する情報は、感染症に対する情報・予防対策のほか、市民の生活を支援するための情報でありますので、新型コロナウイルス感染症対策本部をはじめ業務を担当する所管課及び市民の皆さまからの声を踏まえ、より多くの情報発信に努めて参ります。

- ③ 令和4年1月27日現在においては、保健所に連絡がつながりにくい状況が続いており、市民からも意見が届けられている。自宅療養者又は自宅待機者とされる者は、PCR検査において陽性反応が示された者、又は濃厚接触者と判断される者であるが、保健所と連絡が取れないことから、自宅待機等における行動範囲について、適切な指導助言を受けることができず混乱を招いている。市役所に連絡を行っても、「保健所に聞いて欲しい。」と対応されるだけであり、その行為に、「香芝市はなぜ他人事のような対応をするのか。」との疑問の声も届いている。この点について、市長はどのような指示を行っているのか。具体的に示されたい。

(回答)

- ・ 自宅療養者又は自宅待機者とされる方につきましては、保健所による健康観察が必要な方ですが、感染者の急増で、保健所対応が逼迫している状況のため、保健所と連絡が取れず、不安な中でお過ごしの方もいらっしゃるのが実情です。そのため現在、本市には、感染した方や感染に不安を抱えている方などから、多くのお問い合わせがあります。
- ・ 問い合わせでは、濃厚接触者の待機期間に関する考え方など、国や県から公表されている情報が、一般の方には理解しにくい事項もあるた

め、解りやすい説明に努めるなど、本市として対応できる範囲にて相談などをお聞きしています。一方で、お寄せいただく質問の中には専門的な見地が必要な事項もあることから、対応に苦慮しているところもございます。

- ④ 「③」の質問に関連し、保健所は現在の新型コロナウイルス感染症の拡大により、事務執行も停滞しており、通常通りの事務施行は期待できない。しかし問題の本質は住民の生命身体保護にあり、保健所の事務停滞であっても、基礎自治体における事務補完は必要であることは言うまでもない。そこで、住民からの疑問や不安に寄り添う相談体制は不可欠であり、専用相談窓口等（電話対応含む）の設置は必要であるが、それらの体制構築する意思の有無は如何か。その見解を示されたい。

(回答)

- ・ 自宅療養者、自宅待機者の方など問合せや相談対応として企画政策課に「コロナ総合案内」を設置し、体制の充実を図って参ります。

- ⑤ 令和4年1月27日における奈良県からの新規感染者の公表では、香芝市は119名と過去最多の感染者数が示されている。また人口に対する感染率は奈良県内において一番高く、他市町村との格差も確認できる。然しながら、香芝市における住民への注意喚起は皆無であり、聞く所によるとその分析すら行われていない。勿論に市民からは不満の声も届き、市役所の危機感の無さ、又は役割すら理解していないと指摘もされる。その原因を詳細に示されたい。

(回答)

- ・ 令和4年1月における本市の人口当たりの感染者数は、県内市町村においても高い数値となっています。こうした状況を踏まえて、ホームページやLINEなどにより、感染者数や増加傾向にある状況などを発信するよう努めています。

(2) 香芝市の新型コロナウイルス感染症対策の財政措置について

新型コロナウイルス感染症の対策については、発生の予見を行うことは困難と言えるが、周期的な想定の下、近年の状況からいつ発生しても対応できる予算措置は不可欠である。また補正予算等による予算措置も方法の一つではあるが、国や県の財源を活用した措置でない限りは常に速やかに感染拡大に必要な措置を行うことができるよう市としての準備が必要である。議会は3ヶ月に一度の定例会が開催されるが、その狭間での大規模な感染者数の増加などの事態があった場合、予算準備がない限り速やかな措置に対し影響することも考えられ、その想定は常識であることは言うまでもない。そこで、今回発生している第6波への対応に係り、以下の質問を行う。

- ① 令和3年度における香芝市の臨時創生交付金の歳入額を示し、その執行済額（年度内執行予定も含む）を併せて示されたい。

(回答)

- 令和3年度における本市の地方創生臨時交付金の歳入額は551,508千円です。

執行済額（年度内執行予定含む）は、令和4年度へ繰り越して実施する「香芝市子育て世帯等臨時特別支援事業（所得制限撤廃分）」「総合福祉センター窓口3密対策事業」での一部執行額を除いた金額を年度内で執行いたします。

令和3年度執行額と令和4年度繰越額で、令和3年度の歳入額全額の執行となります。

- ② 令和3年度の香芝市における臨時創生交付金の措置額（来年度繰越分も含む）は幾らか。また本年度執行予定分と来年度執行分の内訳も併せて示されたい。

(回答)

- 令和3年度の香芝市における地方創生臨時交付金の措置（配分）額は631,508千円、うち本年度執行分は551,508千円、来年度執行分は80,000千円を予定しております。

※①②について

令和3年度国1次補正分（令和3年12月20日成立）で本市に追加交付された281,344千円のうち、80,000千円は令和4年度当初予算

等で実施するコロナ関係事業に活用するため、令和3年度事業の歳入額としては、措置（配分）額 631,508 千円から 80,000 千円を差し引いた 551,508 千円となります。

- ③ 令和3年度における香芝市の臨時創生交付金執行済みの各事業の内訳、その金額を示されたい。

(回答)

- ・ 別添の実施計画書の記載の 25 事業となります。

- ④ 令和3年度の現状において、臨時創生交付金未執行分を含む第6波への新規対策に支出できる可能額（予備費除く）を示されたい。

(回答)

- ・ 歳入額全額を活用するため、実施計画には歳入額以上の事業費を計上しております。そのため、未執行となっている交付金はなく、超過した分の事業費については、一般財源を充当することになります。

なお、国から示されているスケジュールに従い、令和3年度実施計画の提出手続きは終えており、今年度中の新たな対策等に係る事業費への交付金充当は制度上できません。

- ⑤ 令和3年度において、第6波への対策について、現在までに行った市長及び各担当部署（財政含む）との財政調整等の協議の内容とその回数の詳細を示されたい。

(回答)

- ・ 財政調整については、全体に渡る調整は財政課と複数回に渡り協議を行っておりますが、特に、地方創生臨時交付金に係る調整は企画政策課を交えて2回、子育て世帯への臨時特別給付金につきましては、児童福祉課を交えて4回、担当課を合わせての協議を重ねております。

(3) 香芝市の新型コロナウイルス感染症の第6波に対する新規取組について

令和4年1月26日には、奈良県疾病対策課・新型コロナワクチン接種推進室から「奈良県内学校園・保育所等による濃厚接触者の特定及び検査までの流れ」等（以下、「保健所の事務委任」とよぶ。）が公表され、濃厚接触者特定等は各企業や各学校園及び保育所で行われる方針となった。その中身においては、濃厚接触者に関する調査や名簿作成などが示される。本市においては、保健所の事務の委任又は委託を受ける形となるが、これらの対応が滞りなくできる準備及び自宅療養者並びに自宅待機者へのサポート体制を速やかに構築することは言うまでもない。そこで、香芝市の対応について以下の質問を行う。

- ① 上記の奈良県からの保健所の事務委任であるが、香芝市における対象者数（小中学校及び保育所（以下、「学校等」と呼ぶ。））は、総数で何名になるか示されたい。

(回答)

- 本市における対象者数（令和4年1月26日以降の濃厚接触者特定）は4,416人です。（令和4年2月6日現在）

内訳	対象者数
中学校	801人
小学校	3,358人
幼稚園	39人
保育所	218人

- ② 保健所の事務委任の執行について、膨大な事務量に該当すると推測されるが、濃厚接触者の特定や、その聞き取り調査、奈良県へのデータ送信など鑑みれば、学校等の対応を現場に一任した場合、様々な教育事務執行の停滞など障害が予見できる。その準備について1月26日以降、香芝市はどのような対応策を会議されたか、及びどのように考えているか示されたい。

(回答)

- 市においては、教育部の業務量が増加している状況から、職員の負担軽減策として応援体制の必要性について教育部と協議を行っております。学校等でPCR検査を実施する場合は、動員体制を組み、

学校等の現場職員及び教育部の負担軽減を図っております。また、教育部管理職が休日に新型コロナウイルス感染症に関連する業務で出勤した際に「特別勤務手当」の支給ができるよう検討しております。

- ・ 教育部において、通知前からの変更点と今後想定される業務とその課題等を協議した上で、臨時校長会（1月27日）、園長会（1月28日）、保育所長会（1月28日）を開催し、学校等現場、市教育委員会の役割を確認し、様々な案件がある中で、適正な対応ができるよう協議を行っております。

- ③ 保健所の事務委任の執行について、学校等においての対応だけでは混乱を招く恐れが予見でき、香芝市ではその事務に対応する補完システムの早急な構築が求められる。そこで、香芝市においては現場と協議の上、事務を補完する「対応チーム」などの設置が必要と考えるが、その設置についての考え方を示されたい。

(回答)

- ・ 市においては、事務を補完するための「対応チーム」等の必要性について、聴き取りを行いました。
- ・ 感染された方が確認された場合には、まず感染拡大の防止措置の上で、行動履歴等の調査を行い、保健所等と連絡調整を行ってまいりました。これまでの業務に加えて、学校等では濃厚接触者の特定に係る業務、市教委においては学校が濃厚接触者の特定や学校からの通知方法についての助言、校内や近隣学区内での感染状況を鑑みての学級閉鎖等の実施について判断が求められています。また、この業務にて発生する情報整理に時間と労力を要することになります。

しかしながら、これらの業務は、各校の実態・状況を把握した上で判断を行う事務であり、学校や教育部の職員が行う必然性が高いものが大半であることから、他部局から事務補完できる範囲は極めて限定的なものになっています。

現在は、PCR 検査の実施時に事務を補完するなどしております。

- ④ 保健所の事務委任の執行について、そのシステム変更に係る内容の対象者への周知は必須であると考えるが、その準備は既に行われているか、またその準備に係る手法（周知方法）も併せて示されたい。

(回答)

- ・ 国より連絡のありました「新型コロナウイルス感染症の感染急拡大が確認された場合の対応について」に基づいて、令和4年2月4日付で市のホームページに掲載しており、市内小中学校、幼稚園、認定こども園、保育所の保護者に、書面にて通知を行ってまいります。

⑤ 保健所の事務委任の執行において、感染者及び濃厚接触者等の把握は香芝市でも行えることになるが、その自宅療養者及び自宅待機者への健康観察等は重要になるが、市長部局においてそのサポート体制の準備は行われているか、また未準備の場合は、その考え方を示されたい。

(回答)

- ・ 学校等において、PCR 検査の実施時に、市長部局から教育部に対してサポートを、全庁的な協力体制を行っております。

⑥ 「⑤」に関連し、療養者及び待機者の健康観察については、医師会の協力（検査含む）は不可欠と思えるが、それに対する協議は行われたか。未協議の場合は何時に協議を行い、またその協議内容はどのように考えているか示されたい。

(回答)

- ・ 奈良県医師会の具体的な取り組みについて、北葛城地区医師会（以下、地区医師会）より、次のとおり情報提供を受けております。

自宅療養者及び自宅待機者に対しましては、保健所を通じて、奈良県医師会が作成した「電話診療及びオンライン診療を実施する医療機関リスト」を配布しており、希望される方は相談や診断を受けていただける体制整備をすすめていること。

また、感染急拡大を受け、奈良県医師会より地区医師会に対して、電話診療等の実施医療機関への登録の更なる協力を要請される予定であること。

- ・ 奈良県医師会の取り組みや現状を踏まえて、地区医師会に対応策を伺ったところ、地区医師会において、保健所の機能が逼迫している中、発熱外来認定医療機関で感染が確認された後、各自治体の自宅療養者及び自宅待機者への支援物資に対する相談窓口の情報を、その場で提供できるようにしていくことと回答があり、具体的に準備をすすめて

いるとの報告と自治体への協力要請がありました。

- ・ 健康相談については、地区医師会より、発熱外来認定医療機関となっております医院の中には、感染を自院で確認した後、かかりつけ患者の方の相談には、随時、対応している医院もあるとしながらも、病歴や基礎疾患の把握をしていない方に対する健康相談については、症状の判断やアドバイスが難しいとのご意見を伺っております。

香芝市医師会にも、自宅療養者の健康相談についてご相談させていただきましたが、同様に病歴等の把握をしていない方へのアドバイスは難しいとのご意見でした。しかしながら、医師会の医師に幅広く意見を聴取してみる事の提案をいただき、今後、香芝市医師会の会合等におきまして、対応等について、協力をお願いする予定としております。

- ⑦ 保健所の事務委任について、今後現場では感染者の増加があった場合、その事務量の増加が見込まれる。教育委員会においては、学校等の対象者においてその処理等の事務は、保健給食課が担当している。保健所の事務委任以前においても生徒又は児童等に感染者が確認された場合、担当課は夜遅くまで事務処理に追われていることは誰もが既知である。担当課の職員数は主幹も配置されていない少人数で構成される課であり、このような膨大な事務執行を行うには無理がある。そこで香芝市人事担当において、その状況の詳細を確認しているか示されたい。また本来想定されていない事務の発生により、事務量との整合性にも問題が見受けられるが、今後の保健所の事務委任において事務の停滞が予見できることから、職員の増員又は兼職等の措置が必要と考えられる。その考え方を示されたい。

(回答)

- ・ 人事課では、新型コロナウイルス感染症の感染拡大に伴い超過勤務を行った際の各職員および所属課ごとの超過勤務時間を把握しています。

突発的に業務量が増加し、人員体制との不整合が認められる場合は、一義的には課内および部内での業務の合理化や平準化に努めることとなりますが、収束が見通せず応援態勢が必要な場合には、各所管と協議を行い人事課において応援職員等の調整を行っています。

- ⑧ 保健所の事務委任について、その他想定される事務の停滞について見解を示されたい。

(回答)

- ・ 度重なる基準変更や運用変更などにより、当初は保護者への基準変更等の通知に遅れをきたしておりましたが、現在は通知済みです。(2月4日通知)
また、学校等におけるコロナ感染者の発生ごとに対する国への報告や次年度の健康診断の学校医、学校等との日程調整が現在、遅れ気味となっております。

(4) 香芝市の新型コロナウイルス感染症ワクチンの接種について

- ① ワクチン接種の住民への情報提供について、ホームページ又はLINE等では発信されているが、多くの住民が知る由もなく、情報伝達の手法又は考え方に問題がある。緊急的な措置が求められる感染者数の増加における場合は、臨時的な広報の発信などの措置が求められる。担当課にもその旨を伝え改善の姿勢は示されているが、この感染者増加の中で、なぜ香芝市において情報伝達における事務改善が放置されていたのか理解ができない。今後の情報伝達の考え方を示されたい。

(回答)

- ・ 国の方針に基づいてワクチン接種を進めておりますが、これまで国のワクチン供給スケジュールの変更が重なり、その都度、本市における接種計画を改めている状況です。
広報紙は、広く市民の皆さまに情報提供できることから重要な手法ですが、編集から市民の皆様の手元に届くまでに時間を要するため、更新された情報はホームページやLINE、報道機関への情報提供などを活用して情報発信を行っています。今後につきましても、複数の情報媒体を活用し市民が求める情報をわかりやすく提供してまいります。
- ② 子どもへのワクチン接種について、厚生労働省では5歳以上11歳までが対象とする承認の決定が行われた。子どものワクチン接種を望む方又は望まない方のいる中、ワクチン接種の事務担当を行う基礎自治体では、ワクチン接種の利点のみを強調した接種推進ではなく、住民が公正な判断ができるように事例や論文等の開示も併せて必要と考えられる。その情報の発信は不可欠と考えるが、香芝市の見解を示されたい。

(回答)

- ・ 5歳から11歳までの子どものワクチン接種は、副反応を含めた接種の是非を選択できる情報の提供が重要であると認識しています。接種券を送付する際に、国（厚生労働省）が作成しているワクチン接種の説明書等を同封し、安全性や効果だけでなく副反応についても公平に判断ができるように案内してまいります。
さらに、新たな情報提供が必要な場合には、広報紙やホームページ等において速やかに情報発信してまいります。

③ ワクチン接種の3回目について、今後のスケジュールを示されたい。

(回答)

- ・ 一般の高齢者の3回目接種は、個別接種は令和4年1月17日、集団接種は令和4年2月1日から開始しております。令和4年2月末までには、2月中に接種を希望される高齢者の方の接種を完了する見込みとなっております。

接種券の発送は、2回目接種時期から6か月後を目途に順次発送しており、3月末までには昨年10月末までに2回目接種を終えられた方へ接種券を発送する予定となっております。

64歳以下の方の3回目接種については、国からの通知（令和4年1月31日付厚生労働省）を受け、2月4日から、6か月の接種間隔の上で前倒しを行なうことを決定し、集団接種におきましては2月7日から予約受付を開始しております。

また、地域における社会機能を維持するために必要な事業の従事者であるエッセンシャルワーカーの方々の優先的な接種を進める中で、まずは保育所、幼稚園、こども園、学童保育所等の職員に対して、接種を進めてまいります。

本市におきましては、自己都合により接種を遅らせている方を除き、令和3年11月末までに希望する方への2回目接種を終了していることから、その方々が6か月を経過する令和4年5月を目途に、3回目接種も完了予定として接種をすすめてまいります。